5　受験手続

⑴　受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は平成30年５月７日（月）から６月５日（火）までとし、受付期間を過ぎて提出された受験願書は受け付けない。郵送により提出された受験願書は、平成30年６月５日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑵　受験願書の添付書類

受験願書（１部）の添付書類は、次に掲げるものとする。

ア　施行規則第７条第１項各号に掲げる書類（１部）

イ　選択項目名を記載した書類（１部）

ウ　表面に出願者の住所及び氏名を記載の上、92円切手を貼付した返信用封筒（２通）

エ　平成17年４月１日前に農業改良助長法の一部を改正する法律（平成16年法律第53号）による改正前の農業改良助長法（昭和23年法律第165号）第14条の３第２項に規定する改良普及員資格試験に合格した者（農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第９号）による改正前の農業改良助長法施行令（昭和27年政令第148号）附則第２項の規定により改良普及員資格試験に合格した者とみなされた者を含む。）にあっては、改良普及員資格試験又は蚕業改良指導員の任用に関する資格試験の合格証書の写し又は合格証明書（１部）

オ　ア及びエの書類の証明事項として出願者の現在の氏名と異なる氏名が記載されている場合は、改姓又は改名があったことを証明する書類（１部）

カ　受験願書に貼付したものと同じ写真（１枚）

⑶　受験願書等の提出方法

受験願書及びその添付書類は、次に掲げる方法により提出する。

ア　郵送する場合

封筒の表面に「普及指導員資格試験受験願書在中」と朱書し、農林水産省生産局技術普及課（東京都千代田区霞が関一丁目２番１号）あてに簡易書留扱いにして郵送する。

イ　持参する場合

農林水産省生産局技術普及課まで持参する。

⑷　受験願書等の追完

受験願書及びその添付書類に不備があるときは、その追完を求める。この場合において、求めに応じて追完が行われないときは、受験願書を受理しない。

⑸　受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

6　受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付し、筆記試験の場所を通知する。

7　書類審査及び筆記試験の合否通知

書類審査及び筆記試験の合否は、平成30年11月上旬に通知する。その際、合格者に対しては、口述試験の実施期日及び場所を通知する。

8　合格者の発表等

口述試験の実施後一月以内に、合格者の受験番号及び氏名を官報に公告するとともに、合格者の受験番号を農林水産省ホームページの政策情報＞農業生産＞普及事業＞資格試験情報内（http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/hukyu/h_siken/index.html）にて公表する。

また、合格者には、合格証書を交付する。

9　個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類に記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

10　その他

⑴　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ること。

⑵　受験資格、受験手続等の詳細については、農林水産省ホームページに掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は、農林水産省生産局技術普及課（03―3502―6460）に問い合わせるものとする。

なお、受験案内の郵送を希望する者は、封筒の表面に「普及指導員資格試験受験案内請求」と朱書し、その送付先を記載の上、140円切手を貼付した返信用封筒（角形２号240㎜×332㎜）を同封して申し出ること。

平成30年度放射線取扱主任者試験の施行について

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号）（以下「施行規則」という。）第34条の規定に基づき、第１種放射線取扱主任者試験（以下「第１種試験」という。）及び第２種放射線取扱主任者試験（以下「第２種試験」という。）の施行に関し、次のとおり公告する。

平成30年５月７日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

1　試験の日時及び試験課目

⑴　第１種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
平成30年８月22日（水曜日）	10時00分から11時45分まで	物理学、化学及び生物学のうち放射線に関する課目
	13時30分から14時45分まで	物理学のうち放射線に関する課目
	15時30分から16時45分まで	化学のうち放射線に関する課目
平成30年８月23日（木曜日）	10時00分から11時45分まで	放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する管理技術並びに放射線の測定技術に関する課目（施行規則別表第二に掲げる第一種放射線取扱主任者試験の課目第二号、第三号及び第四号を含む）
	13時30分から14時45分まで	生物学のうち放射線に関する課目
	15時30分から16時45分まで	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目（※）

（※）試験を実施する年の４月１日現在施行されているものについて出題する。

⑵　第２種放射線取扱主任者試験

年月日	時　間	試験課目
平成30年８月24日（金曜日）	10時00分から11時45分まで	放射性同位元素による放射線障害の防止に関する管理技術Ⅰ（施行規則別表第二に掲げる第二種放射線取扱主任者試験の課目第二号から第六号及び第七号を含む）
	13時30分から14時45分まで	放射性同位元素による放射線障害の防止に関する管理技術Ⅱ（施行規則別表第二に掲げる第二種放射線取扱主任者試験の課目第二号から第六号及び第七号を含む）
	15時30分から16時45分まで	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目（※）

（※）試験を実施する年の４月１日現在施行されているものについて出題する。